

排水基準（その3の1）【有害物質その1 カドミウムなど】（一律排水基準又は上乗せ排水基準）
 （「排水基準を定める省令」別表第1及び「上乗せ条例」別表第2）
 （単位：mg/L）

業種等 項目等	千葉県内の排水基準（※は上乗せ排水基準）				
	浄水施設、病院施設(300 床以上)、 水産物に係る卸売市場、ごみ焼却 施設、産業廃棄物処理施設、トリクロ ロエチレン又はテトラクロロエチレン洗浄施設又 は蒸留施設、病院施設★(120 床か ら 299 床 まで)	その他の業種又は施設			
適用規模 (日平均排水量)	0m³ 以上	0m³ 以上 500m³ 未満		500m³ 以上 5,000m³ 未満	5,000m³ 以上
新設・既設の区分	新設・既設	新設	既設	新設・既設	新設・既設
カドミウム	※0.01	※0.01	0.03	※0.01	※0.01
シアン	※不検出	※不検出	1	※不検出	※不検出
有機燐	※不検出	※不検出	1	※不検出	※不検出
鉛	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム	※0.05	※0.05	① 0.2	※0.05	※0.05
ヒ素	②※0.05	②※0.05	② 0.1	②※0.05	②※0.05
全水銀	※0.0005	※0.0005	0.005	※0.0005	※0.0005
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	※不検出	※不検出	0.003	新設：※不検出 既設：0.003	※不検出
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
特定施設の番号 (政令別表第1の号)	64の2、68の2、69の2、71の3、71の4、 71の5、71の6、みなし病院施設	左記以外のもの (指定地域特定施設及びみなし浄化槽を含む)			

- 有害物質の排水基準は排水のあるすべての特定事業場に適用される。
- 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。（区分年月日は別表6（P48）のとおりである。）
- ★の病院施設は、湖沼水質保全特別措置法に定める指定地域内（印旛沼、手賀沼流域及び常陸利根川流域）のものに限る。
- ※は上乗せ排水基準
- ①の六価クロムの排水基準は、以下のとおり暫定排水基準又は適用が猶予される。
 - 電気めっき業に属する特定事業場※にあつては、令和9年3月31日までの間は、暫定排水基準（0.5mg/L）が適用される。
 - ※電気めっき業に属する特定事業場に係る汚水等を処理する事業場及び電気めっき業と同時にそれ以外の業種にも属する特定事業場についても対象となる。
- ②のヒ素の排水基準は、昭和49年11月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場には適用されない。昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場については、新設・既設、排水量に関係なく0.1mg/Lが適用される。